

(別紙1-1) 組合員資格喪失・転出・種別変更手続き提出書類一覧表

忘れずに!

異動前の所属で提出		組合員異動報告書 A	辞令・任用条件通知の写し	組合員転出届書	他支部への異動者調書	退職届書	資格喪失証明書交付申請書	任意継続組合員申出書
喪失区分	事由							
<p>同じ退職でも、組合員資格が続くか続かないかによって取り扱いが違うことに注意!</p>		<p>退職日に誤りがないか確認</p>	※1	※2	※2	※3	※4	※5
種別変更	一般組合員⇒再任用短時間職員					○		
	一般組合員⇒短期組合員(再任用以外)			新所属で回収		○		
退職	任意継続を希望する(一般・短期共通)	○	用会 職計 員年 の度 み任	○		○		○
	任意継続を希望しない(一般・短期共通)	○		○		○	○	
他共済へ転出 (知事部局、警察、市町村、秋大附属学校等)	一般組合員⇒他共済の一般組合員 (これ以外の転出は退職とみなす)	○		○ コピーを異動先へ持参	○			
他支部へ転出 (他都道府県の公立学校職員)	一般組合員⇒他支部の一般組合員 (これ以外の転出は退職とみなす)			異動先の支部へ提出	○			
様式のホームページへの掲載		有		有	有	有	有	有

事務の煩雑化を防ぐため、このような取扱いに統一します。

- ※1 会計年度任用職員は事業等によって退職日が異なることから、正確な日付を確認するため提出してください。
- ※2 異動前の職名・所属名で記載し、届出日や証明日は異動後の日付としてください。
- ※3 定年退職者等で、既に提出済みの場合は改めて提出する必要はありません。
- ※4 FAXでもかまいません。当支部組合員の被扶養者になる場合は不要です。国保に加入する場合や家族の被扶養者になる場合に必要です。早くほしい場合は異動報告書A等と一緒に取り急ぎFAXで送ってください。正確な退職日が確認できなければ証明書を発行できません。
- ※5 任意継続組合員となるには、組合員期間が1年と1日以上あること、申し出てから掛金の納付までを退職日から20日以内に完了する必要があります。

(別紙1-2) 組合員資格取得・転入手続き提出書類一覧表  
 資格取得届書や転入届書、他支部よりの異動者調査は組合員本人が手書きしてください。

取得区分	事由	種別	組合員証・被扶養者証	費等振込口座登録依頼書	個人番号申告書	辞令・任用条件通知の写し	組合員転入届書	他支部よりの異動者調査	被扶養者申告書	国民年金第3号被保険者関係届	任意継続組合員資格喪失申出書・掛金還付請求書	年金加入期間等報告書	年金受給権者再就職届書			
			※1	※2		※3			※4	※5	※6		※7			
資格取得	<任命権者：秋田県教委> 教育庁、教育機関、県立学校、小中学校、義務教育学校の新規採用者 私立学校からの転入者	一般		○	○				※4 被扶養者がいる場合	※5 該当者のみ	※6 任継加入者のみ	○	※7 該当者のみ			
		短期		○	○	※3 該当者のみ										
	<任命権者：秋田県教委以外> 秋田商業高校、御所野学院高校、美大附、美大、県立大の新規採用者	一般		○	○	○									○	※7 該当者のみ
		短期		○	○	○										
他共済から転入 (知事部局、警察、市町村、秋大付属学校等)	他共済の一般組合員⇒一般組合員 (これ以外の転入は新規採用者とみなす)		写		○		○					○	※7 該当者のみ			
他支部から転入 (他都道府県の公立学校職員)	他支部の一般組合員⇒一般組合員 (これ以外の転入は新規採用者とみなす)		○		○		○									
様式のホームページへの掲載				有	有		有	有	有	有	有	有				

臨時講師は短期組合員です。

事務の煩雑化を防ぐため、このような取扱いに統一します。

臨時講師等の短期組合員は年金加入期間等報告書いりません。

- ※1 なければ資格喪失証明書でもかまいません。
- ※2 振込口座について、マイナポータル登録の公金受取口座を希望する場合のみ、「利用する」欄にチェックを入れてください。指定振込口座と同じ場合は「利用しない」としてかまいません。
- ※3 会計年度任用職員や非常勤講師等は短期組合員の要件に該当するかどうか確認が必要なため、提出が必要です。
- ※4 添付書類はホームページ掲載の手引き「被扶養者の認定及び取消等について」をご参照ください。  
他共済や他支部から転入の場合は使用していた被扶養者証（他共済は写し、他支部は現物）を添付することで認定関係の添付書類を省略できます。
- ※5 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合に提出してください。
- ※6 任意継続組合員の資格を喪失することになりますので、任意継続組合員証・被扶養者証・掛金納付書の原本を添付して提出してください。
- ※7 国家公務員共済組合、当共済を含む各地方職員共済組合から障害年金や老齢年金を受給中で、就職・再就職して当共済組合員の資格を取得する方のみ提出してください。  
(当共済組合以外の年金を受給中の方は他組合の様式を送付しますので、福利課給付チーム年金担当へ連絡してください。)

(別紙1-3) 組合員種別変更・区分変更・所属異動手続き提出書類一覧表

<b>異動後の所属で提出</b>		組合員異動報告書B	旧組合員証・被扶養者証等の返却・限度額適用認定証等	辞令・任用条件通知の写し	国民年金第3号被保険者関係届	年金加入期間等報告書	年金受給権者再就職届書
異動区分	事由						
					※2		※3
種別変更	短期組合員⇒一般組合員	○	○		※2 該当者のみ	○	※3 該当者のみ
	一般組合員⇒再任用短時間職員	○					
	一般組合員⇒短期組合員(再任用以外)	○	○	※1 該当者のみ			
区分変更	一般組合員⇒再任用常勤職員	○					
	一般組合員⇔任期付職員	○	○				
番号変更	教育庁・県立学校等 ⇔秋田商業高校・御所野学院高校・美大附	○	○				
所属異動	県内所属所間の異動(上記以外の異動)	○					
様式のホームページへの掲載		有			有	有	

- ※1 会計年度任用職員は、短期組合員の要件に該当するかどうか勤務条件の確認が必要なため、提出が必要です。  
 ※2 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合に提出してください。その際、理由は「5. その他(種別変更)」としてください。  
 ※3 国家公務員共済組合、当共済を含む各地方職員共済組合から障害年金や老齢年金を受給中で、一般組合員の資格を取得する方のみ提出してください。  
 (当共済組合以外の年金を受給中の方は他組合の様式を送付しますので、福利課給付チーム年金担当へ連絡してください。)